

国立大学法人東京農工大学会計規則の一部改正

現行	改正	備考
<p>本則 第2章 勘定及び帳簿(第6条―第9条) 第6条～第8条 (略)</p> <p>(記録の保存期間) 第9条 帳簿、財務諸表及び伝票の保存期間は、<u>次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 会計帳簿</u> 総勘定元帳 永年 その他の会計帳簿 10年</p> <p><u>(2) 決算に関する書類</u> 財務諸表 永年 その他の決算書類 10年</p> <p><u>(3) 資金計画及び収支予算 10年</u></p> <p><u>(4) 伝票及び証憑 10年</u></p> <p><u>(5) その他の書類 5年</u></p> <p><u>2 前項の保存期間は、帳簿等閉鎖のときから起算する。</u></p> <p><u>3 帳簿等の記録、保存については、電子媒体によることができるものとする。</u></p> <p>第3章 予算及び資金計画 (略)</p> <p>第4章 出納(第14条―第27条) 第14条 (略)</p> <p>(余裕金の運用) 第15条 学長は、準用通則法第47条に規定するところにより、経営協議会の審議を経て余裕金を効率的に運用することができる</p> <p>以下 (略)</p>	<p>本則 第2章 勘定及び帳簿(第6条―第9条) 第6条～第8条 (略)</p> <p>(記録の保存期間) 第9条 帳簿、財務諸表及び伝票の保存期間は、<u>別に定める。</u></p> <p><u>(1) (削る)</u></p> <p><u>(2) (削る)</u></p> <p><u>(3) (削る)</u></p> <p><u>(4) (削る)</u></p> <p><u>(5) (削る)</u></p> <p><u>2 (削る)</u></p> <p><u>3 (削る)</u></p> <p>第3章 予算及び資金計画 (略)</p> <p>第4章 出納(第14条―第27条) 第14条 (略)</p> <p>(余裕金の運用) 第15条 学長は、準用通則法第47条 <u>及び法人法第34条の3第2項</u>に規定するところにより、経営協議会の審議を経て余裕金を効率的に運用することができる</p> <p>以下 (略)</p>	

附 則(平成 29 年 7 月 3 日経規則第 4 号)

この規則は、平成 29 年 7 月 3 日から施行する。